

令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳もしくは42歳の方で新型コロナウイルスの影響で特定不妊治療を延期された方

令和3年5月末日までに申請

いずれか一つを提出してください。(夫婦で同じ年度の書類を提出)

- ①令和元年度の市町村民税(非)課税証明書
- ②令和2年度の市町村民税(非)課税証明書
- ③令和2年の源泉徴収票

提出された書類により、夫婦の合計所得が730万円を超えていないか確認します。

令和3年6月以降に申請

いずれか一つを提出してください。(夫婦で同じ年度の書類を提出)

- ①令和元年度の市町村民税(非)課税証明書
- ②令和3年度の市町村民税(非)課税証明書

提出された書類により、夫婦の合計所得が730万円を超えていないか確認します。

いずれの書類でも
730万円以上

コロナ特例が利用できません。通常の取り扱いになります。